

<市長記者会見資料>

市民環境部市民環境政策課

「ふれあい収集」の実施について

令和元年10月から、家庭ごみ等を所定の場所に持ち出すことが困難な高齢者等を対象に、「声かけ」を行いながら戸別収集を行う「ふれあい収集」を実施します。
実施にあたり、申請の受け付けを開始します。

1 対象者

自らごみ出しが困難であり、親族や近所の方等の協力を得ることができない方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 要介護認定要介護2以上を受けている65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳1級もしくは2級の交付を受けている方
- (3) 療育手帳A1もしくはA2の交付を受けている方

2 収集するごみの種類

- ① 燃やせるごみ
- ② 燃やせないごみ
- ③ プラスチック製容器包装
- ④ 缶・びん・ペットボトル
- ⑤ 新聞紙
- ⑥ 雑誌・ダンボール・紙パック

3 収集場所

原則として、利用者宅の玄関先や門扉先

4 声かけ

希望者に対し、収集時にごみが出されていない場合、安否確認を含めた声かけを実施

5 申請方法

平成31年4月15日（月）～ 随時受け付け

申請書（市役所10階の市民環境政策課で配布。市ホームページからダウンロード可）を直接、市民環境政策課（〒770-8571 徳島市幸町2丁目5）へ。代理申請も可。

6 申請から収集開始までの流れ

- ① 申請書の提出 ⇒ ②訪問・現地確認 ⇒ ③利用決定・収集開始

7 収集開始

令和元年10月開始予定

以上

<問い合わせ先>

市民環境部 市民環境政策課

電話：088-621-5217